平成２６年（フ）第３４８号
熊本県下益城郡美里町三和256番地１
債務者　坂本　ゆか
１　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
大分県竹田市直入町大字長湯8052番地１　ダイヤモンドハイツ202号
債務者　首藤　美香
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第８号
大分県竹田市直入町大字長湯8052番地１　ダイヤモンドハイツ202号
債務者　首藤　元太
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第９号
大分県竹田市大字飛田川2105番地１　マツオヤアパート
債務者　三浦　元則
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第１７８号
宮崎市和知川原２丁目128番地３　マトリックス503号
債務者　西郷　隆哉
１　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県大島郡天城町大字兼久1121番地
債務者　唯　　実
１　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第２２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町９番地21　肥後アパート201号
債務者　北村　彰子
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県阿久根市鶴川内10265番地１
債務者　福田　正幸
１　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第８号
沖縄県石垣市字登野城1463番地10　か一さやいま301
債務者　西里　和子
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第６９号
長野市青木島町青木島乙695番地１　メゾンドジュネス306号
債務者　丸山美惠子
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
兵庫県伊丹市中野北１丁目６番３号　ウィング中野103号、前住所兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２団地２―38
債務者　井上健康センターこと　井上　勝之
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２　２―17号
債務者　牧﨑乃里子
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目11番13号五合橋マンション301
債務者　髙澤　明子
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２８号
兵庫県西宮市大浜町１番46号テラスハウス、前住所大阪府守口市大日町１丁目２番11―505号
債務者　増田　陽彦
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３７号
徳島県小松島市中田町字奥林28番地の８　パティオ武中202、旧住所徳島県小松島市横須町16番76号　101
債務者　奥　美恵子
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
徳島県徳島市住吉１丁目８番41号　新居レジデンス204号室、旧住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷６番地189
債務者　竜田　秀樹
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
徳島地方裁判所民事部